

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部改正について

1 改正の趣旨

バリアフリー化に対する社会的要請が高まっていることを踏まえ、令和6年6月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布され、バリアフリー基準（建築物移動等円滑化基準）の見直し等が行われたことから、関連する神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例について所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 車椅子利用者用便所の設置基準の整備（第30条及び第31条関係）
適合義務対象の規模を引き下げている建築物について、従来の設置基準を維持するため、1以上の車椅子利用者用便所の設置を義務付けるよう、規定を整備する。
- (2) その他の改正（第31条及び第32条関係）
政令改正に伴う条項ずれへの対応等、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和7年6月1日